

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十五号

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例（平成二十四年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(出資法人の範囲) 第二条 (略) 一 (略) 二一九 (略)</p>	<p>(出資法人の範囲) 第一条 (略) 一 (略) 二 一般財団法人もみのき森林公園協会 三十一 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。